

災害時のトイレ、備えがなければ安全配慮義務違反？

震災救援所や防災計画関連でいろいろ調べてきましたが、どうも災害時のトイレ問題に対する備えがおざなりな感じで気になっていました。確かに災害救助の優先順位からいえば、まずは人命救助、次は食料、飲料の供給ですが、人間食べればアウトプットは自然の摂理。食料備蓄とトイレの備えは同レベルで考えるべき問題と思われる。折よく新橋で上記タイトルの防災講演会がありましたので内容をレポートします。講師は丸の内法律事務所の中野明安弁護士。災害復興支援会の委員長など務め、災害時の諸問題について明るい方で、今回は災害時のトイレ問題に限っての法的な解説です。

企業の安全配慮義務 労働契約法や労働安全衛生法で企業は労働者に対し安全に働けるよう配慮する義務があると定められており、故意や過失によりこの義務を怠った場合損害賠償となるのですが、これは自然災害時にもあてはまるのでしょうか。「災害は自己責任」「自然災害はやむをえない」のでは？ H26/3/24 の七十七銀行女川支店津波被災訴訟で仙台地裁は、生命及び健康等が地震や津波といった自然災害の危険からも保護されるよう配慮すべき義務をおっていた、と判断し、H27/4/22 仙台高裁の控訴審判決でもこの判決が支持されています。

自治体の注意義務 災害対策基本法に、「市町村は地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため防災に関する計画を作成し、これを実施する責務を有する」とあります。この責務とは責任より広く、任務または義務と解釈されるとのこと。また同法では災害対策本部は応急措置等の「事務」を行うとありますが、この事務も民法により善良な管理者の注意義務があると解されます。法的な解釈はおくとしても、自治体にも企業と同様に厳しく安全への配慮が求められているようです。

仮設トイレを準備しないと 企業、自治体とも上記義務違反として損害賠償責任が問われる可能性が高いとのこと（企業の場合は H8/9/27 東京地裁判例あり）。特に企業の場合、顧客や従業員に対し安全配慮義務を怠ったとなるとダメージが大きいですね。会社で災害担当になると、医薬品や食料は準備しますが、仮設トイレは忘れがち（トイレが壊れ使えない場所での復旧作業命令などもダメ）なので注意が必要です。また自治体では、判例はまだありませんが、災害救助のバイブルと言われている「災害救助の運用と実務（災害救助実務研究会編）」という書籍で、避難所の仮設トイレについて、必要数の確保、清潔、照明の確保、など記載されており、こちら訴訟の際には有力なエビデンスとなりえる（当然この本で知っているべき準備を怠った）とのこと。ご担当には厳しい判断ですね。これまで被災者側からの訴訟がない理由は、自然災害は我慢するしかないというあきらめからと思われるかもしれませんが、問題意識は徐々に変わってきており、今後このような観点からの訴訟も充分起こり得ることでした。特にトイレ問題は避難者の健康（水を飲まずに我慢など）にもかかわる問題ですので、できるかぎりの対応が望まれます。

災害対策ではトイレ対策はどうしても後回しになりがちです。
ご家庭での仮設トイレ備蓄を是非ご検討下さい。

